

工事請負契約書

工 事 名 国立文楽劇場非常放送設備更新工事

請負代金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇〇〇円)

発注者 独立行政法人日本芸術文化振興会 と 受注者 〇〇 〇〇 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別紙の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、大阪府中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場内）において施工する。

第3条 着工時期は、令和8年〇月〇日【契約締結日の翌営業日】とする。

第4条 完成期限は、令和9年3月5日とする。

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇〇〇円【請負代金額の10分の1】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき1回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立文楽劇場事業推進課に提出するものとする。

第9条 完成通知書は、国立文楽劇場事業推進課に提出するものとする。

第10条 別記の工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

第11条 別記の工事請負契約基準第35第9項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年3.0%」である。

第12条 発注者及び受注者は、この契約についての裁判を提起する場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第13条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者

大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

独立行政法人日本芸術文化振興会

分任契約担当役

国立文楽劇場長 佐藤 和男 印

受注者

【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名】 印